

重要 報酬に関する加算届提出の締切について

令和3年度3月30日
神戸市監査指導部

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（加算届）の取扱いについて

新年度の提出期限

- 制度改正のあった加算、前年度実績等により4月から変更が生じる加算、
処遇改善加算計画書
 - ① 4月15日（木）まで→4月から算定
 - ② 4月30日（金）まで→4月から算定
（②の場合、データ反映は5月以降となる場合があるため、請求時及び
仮審査時に加算届が反映されているか確認して下さい。
反映していない場合、翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。）
5月14日（金）までに提出 → 6月から算定

- 制度変更のない加算届（加算単位が増える場合）
 - ※ 4月から算定分については、既に締切済です
4月15日（木）までに提出 → 5月から算定
5月14日（金）までに提出 → 6月から算定

<届出にあたっての留意事項>

- 1 5月以降は、通常ルールに戻ります。
 - 5/14まで→6月から届出に応じた算定
 - 5/17から→7月から届出に応じた算定
- 2 制度改正のない加算は、変更がある場合のみ届出を行ってください。
- 3 届出内容に間違いのないようお願いします。
（よくある例：様式第5号届出書の特記事項の変更後に記載されていない加算が、
別紙1-1一覧表では変更している。必要書類がない）
- 4 加算に関係のない内容（代表者や管理者の変更等）は、変更届出書で変更して
ください。

サービスごとの主な注意点

1 就労系の事業所

①基本報酬

就労系サービスは基本報酬が変更されていますので**全ての事業所で提出が必要**です。特に区分を変更する場合**15日までの提出**をお願いします。4月中に補正が終了しない場合、翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。**4月30日までに報酬の届出がない場合、最小単位で処理します。**
5月以降に届出が遅れる場合、適用日は通常ルール通りです。

就労移行支援	就労定着率（単年度から2か年度の実績に変更）
就労定着支援	就労定着率（区分が細分化）
就労継続支援A型	実績について、「生産活動」等の項目を評価するスコア方式に変更
就労継続支援B型	平均工賃月額区分（区分の細分化）及び「生産活動等への参加」等を評価する報酬体系の選択

②加算要件が変更される加算

就労継続支援A型 就労移行支援体制
就労継続支援B型 就労移行支援体制
要件が変更されていますので継続を希望する場合も**必ず新たに届出**してください。届出がない場合加算「なし」となります。

③前年度実績等により4月から変更が生じる場合

就労移行支援	視覚・聴覚等支援体制、移行準備支援体制加算
就労定着支援	就労定着実績体制
就労継続支援A型	視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制
就労継続支援B型	視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制

2 児童発達支援及び放課後等デイサービス

①児童指導員加配体制加算（Ⅰ）

現在の届出はそのまま引き継がれます。変更がある場合届出が必要です。

②（廃止）児童指導員加配体制加算（Ⅱ）

廃止されます。届出不要です。

③（新規）専門的支援加算

届出が必要です。資格証や実務経験証明書は届出の都度提出が必要です。

主な注意点のみ案内しております。

その他の加算等や詳細は順次ホームページに掲載しますので各自ご確認ください。